

施設予約システム導入に伴う、団体登録証 (有効期限 R7.3.31)の有効期限延長のお知らせ

現在、中野区では施設予約システムの再構築を進めているところです。

中野区産業振興センターについては、この度、施設予約システムの対象施設となる予定であり、施設予約システム導入に伴い下記の通り現在の団体登録証の取扱いを変更します。

— 有効期限の変更点 —

<変更前>

団体登録日 ~ 令和7年3月31日まで有効



<変更後>

団体登録日 ~ 新施設予約システムの本格稼働日の前日
(令和8年2月28日) まで有効

施設予約システムの情報や、団体登録の更新については、別途お知らせいたします。
ご不明な点等ございましたら、施設窓口または下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問合せ】
中野区産業振興センター
電話 03-3380-6946